

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>予備審査制について</p> <p>蔵関第 251 号 平 12. 3. 31 改正 蔵関第 652 号 平 12. 8. 10 改正 財関第 265 号 平 13. 3. 31 改正 財関第 346 号 平 15. 3. 31 改正 財関第 120 号 平 16. 2. 10</p> <p>予備審査制（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 67 条の 2 《輸出申告又は輸入申告の時期》又は法第 70 条《証明又は確認》の規定に基づき輸入申告又は輸出申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告又は輸出申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによられたい。</p> <p>記</p> <p>1 対象貨物 全ての輸入貨物及び<u>輸出貨物</u>とする。</p> <p>2 予備申告</p> <p>(1) 提出書類 予備申告は、次に掲げる書類を下記(2)に定める通関部門に提出させることにより行わせる。 ただし、法第 70 条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項のうち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記 4 の輸入申告又は輸出申告の時までに提出させ又は記載させることとして差し支えない。</p> <p>イ 輸入貨物</p> <p>(1) 適宜の箇所に予備申告である旨の記号（例えば、「予」）を朱書きした予備申告書（輸入（納税）申告書（税関様式 C 第 5020 号）又は輸入（引取）申告書（関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号。以下「基本通達」という。）67-3-2（輸入申告の手続）の(2)に規定する申告書をいう。以下同じ。）若しくは</p> | <p>予備審査制について</p> <p>蔵関第 251 号 平 12. 3. 31 改正 蔵関第 652 号 平 12. 8. 10 改正 財関第 265 号 平 13. 3. 31 改正 財関第 346 号 平 15. 3. 31</p> <p>予備審査制（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 67 条の 2 《輸出申告又は輸入申告の時期》又は法第 70 条《証明又は確認》の規定に基づき輸入申告又は輸出申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告又は輸出申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによられたい。</p> <p>記</p> <p>1 対象貨物 全ての輸入貨物及び<u>航空輸出貨物</u>とする。</p> <p>2 予備申告</p> <p>(1) 提出書類 予備申告は、次に掲げる書類を下記(2)に定める通関部門に提出させることにより行わせる。 ただし、法第 70 条に規定する他法令の許可、承認等を証する書類又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類及び予備申告書の記載事項のうち、税関長が予備申告の際に記載する必要がないと認めた事項については、後記 4 の輸入申告又は輸出申告の時までに提出させ又は記載させることとして差し支えない。</p> <p>イ 輸入貨物</p> <p>(1) 適宜の箇所に予備申告である旨の記号（例えば、「予」）を朱書きした予備申告書（輸入（納税）申告書（税関様式 C 第 5020 号）又は輸入（引取）申告書（関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号。以下「基本通達」という。）67-3-2（輸入申告の手続）の(2)に規定する申告書をいう。以下同じ。）をもって</p> |

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>輸入(納税)申告書(マニフェスト通関用)(税関様式C第5050号)をもってこれにあてる。)</p> <p>なお、申告年月日欄及び入港年月日欄には原則としてその予定日を記入させる。</p> <p>(口) (省略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>輸出貨物</u></p> <p>(1)及び(口) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>(3) 提出時期</u></p> <p><u>次に定める日以降の日から予備申告を行わせることができる。</u></p> <p><u>1 輸入貨物</u></p> <p>輸入申告予定日における外国為替相場が公示された日又は貨物の船荷証券(航空貨物にあってはAir Waybill)が発行された日のいずれか遅い日</p> <p><input type="checkbox"/> <u>輸出貨物</u></p> <p>(1) <u>航空貨物</u></p> <p><u>輸出申告予定日における外国為替相場が公示された日又はAir Waybill番号が識別できるラベルが貨物に貼付された日のいずれか遅い日</u></p> <p>(口) <u>海上貨物</u></p> <p>i <u>基本通達67-1-20(輸出貨物のコンテナー扱い)に規定するコンテナー扱いが認められた貨物(「包括事前審査制について」(平成12年3月31日蔵関第245号)に基づく包括事前審査が適用された貨物を除く。)</u></p> <p><u>輸出申告予定日における外国為替相場が公示された日又は当該コンテナー扱いが認められた日のいずれか遅い日</u></p> <p>ii <u>上記iに該当する貨物以外の貨物</u></p> <p><u>輸出申告予定日における外国為替相場が公示された日</u></p> <p>3~5 (省略)</p> <p>6 輸入許可前引取り承認申請に係る貨物等の取扱い</p> <p>輸入許可前引取り承認申請に係る貨物、蔵入承認申請に係る貨物、移入承認申請に係る貨物及び総保入承認申請に係る貨物並びに積戻し申告に係る貨物の予備申告の取扱いについては、前記1から5までに規定する取扱いに準じて処理するものとする。</p> | <p>これにあてる。)</p> <p>なお、申告年月日欄及び入港年月日欄には原則としてその予定日を記入させる。</p> <p>(口) (同左)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>航空輸出貨物</u></p> <p>(1)及び(口) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p><u>(3) 提出時期</u></p> <p><u>輸入申告又は輸出申告予定日における外国為替相場が公示され、かつ、次に定める日以降の日から予備申告を行わせることができる。</u></p> <p><u>1 輸入貨物</u></p> <p><u>貨物の船荷証券(航空貨物にあってはAir Waybill)が発行された日</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>輸出航空貨物</u></p> <p><u>Air Waybill番号が識別できるラベルが貨物に貼付された日</u></p> <p>3~5 (同左)</p> <p>6 輸入許可前引取り承認申請に係る貨物等の取扱い</p> <p>輸入許可前引取り承認申請に係る貨物、蔵入承認申請に係る貨物、移入承認申請に係る貨物及び総保入承認申請に係る貨物の予備申告の取扱いについては、前記1から5までに規定する取扱いに準じて処理するものとする。</p> |